

児童福祉法

第33条の6 (略)

- ⑤ 都道府県は、義務教育終了児童等の第一項に規定する住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

<内容>

- 都道府県は、義務教育終了児童等その他関係者が当該情報を自由に利用できる方法により、以下の事項に関し、情報提供を行うものとする。
- ① 児童自立生活援助事業者の名称、位置に関する事項
 - ② 児童自立生活援助事業所の設備の状況に関する事項
 - ③ 次に掲げる児童自立生活援助事業の運営の状況に関する事項
 - イ 児童自立生活援助事業所の入居定員、入居状況及び職員の状況
 - ロ 児童自立生活援助の実施及び利用者に対する生活の支援の方針
 - ハ その他児童自立生活援助の実施に関する事項
 - ④ 運営規程
 - ⑤ 法第56第2項の規定により徴収する額に関する事項
 - ⑥ 食事の提供に要する費用等入居者が負担することとなる額に関する事項
 - ⑦ 入居手続に関する事項
 - ⑧ その他都道府県知事が必要と認める事項

児童福祉法

第34条の3 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

②・③ (略)

<内容>

- 児童自立生活援助事業者が事業を開始する際の届出事項として、運営規程を追加する。また、職員の定数及び職務の内容、事業を行おうとする区域、入所定員については、削除する。

(参考) 現在の届出事項

- ・ 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 職員の定数及び職務の内容
- ・ 主な職員の氏名及び経歴
- ・ 事業を行おうとする区域
- ・ 当該事業の用に供する施設の名称、所在地及び入所定員
- ・ 事業開始の予定年月日